

制度信用・貸借銘柄選定基準の概要

(平成22年7月末日現在)

基準	制度信用銘柄	貸借銘柄
流通株式の数	1万単位以上	2万単位以上
株主数	1,100人以上	1,700人以上
売買高及び値付率	直近6か月間(注)において ・月平均100単位以上 ・80%以上 (注)各銘柄の決算期を含む月の翌々月の末日からさかのぼった6か月間 他市場経由銘柄については、上場日を含む月の前月の末日から さかのぼった6か月間における他市場での売買高及び値付け率	
企業業績	(内国株券等) 直前事業年度において「当期純利益」が正であること、かつ、直前事業年度末において「利益剰余金」が負でないこと (外国株券等) 直前事業年度において「当期純利益」が正であること、かつ、a.直前事業年度末において「利益剰余金」が負でないこと又はb.「純資産の額」が20億円以上であること	
その他	以下に該当しないこと ・上場廃止見込み ・上場廃止の猶予期間 ・監理銘柄、整理銘柄、特設注意市場銘柄に指定された銘柄 ・規制銘柄 ・その他制度信用銘柄・貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄等 (貸借銘柄の場合のみ適用) ・貸株調達可能量からみて貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄	
選定時期	I. 定期選定(既上場銘柄を対象に決算期ごとに行う選定) 決算期の6か月目の月の初日(※5営業日前を目途に公表) (注)選定の時期は、所定の選定日から次に到来する決算期の末日まで延長される場合がある。 II. 早期選定(新規上場銘柄を対象) (1) 他市場制度信用銘柄＝上場日(※上場承認日の翌営業日に発表) (2) 他市場非制度信用銘柄＝上場日(初値決定日)の翌日(※上場日(初値決定日)に発表) (3) 直接一部＝上場後最初の約定値段が決定された日の10営業日後(※選定日を含む週の前週の第一営業日を目途に発表) (4) 直接二部、マザーズで株主数が一部指定基準に適合＝上場後最初の約定値段が決定された日の10営業日後(※選定日を含む週の前週の第一営業日を目途に発表) (注)選定の時期は、上記の選定の日から6か月間延長される場合がある。	
備考	早期選定における直接一部上場銘柄は、流通株式の数とその他の基準について審査する。	